

## 「資産運用業強化委員会」の運営等について（案）

## 1. 基本的な進め方

- (1) 委員会は原則、1～2 ヶ月に一回開催する。
- (2) 委員会は、「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書（平成 28 年 6 月 30 日）」における提言等について検討する。
  - ・投資信託のガバナンス
  - ・資産運用会社の信頼向上のための取組み
  - ・ビジネス環境の整備等に係る課題
  - ・中長期的資産形成等に係る課題
- (3) 委員会は、「中長期的資産形成等に係る課題」について検討するために「中長期的資産形成等に係る検討小委員会」を、「ビジネス環境の整備等に係る課題」を検討するために「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」を設置し、検討結果の報告を求める。
- (4) 委員長が欠席の場合は委員長代理が議事を運営する。
- (5) 委員が欠席の場合は代理者の参加を認める。
- (6) 委員長は、必要に応じて上記以外の者の参加を求めることができる。

## 2. オブザーバー

委員長は必要に応じて、オブザーバーの参加を認めることができる。

## 3. 資料及び議事録の取扱い

- (1) 資料は、原則として委員会終了後、速やかに協会一般用 HP に掲載する。
- (2) 事務局は議事の経過及び結果を記録した議事要旨を作成し、委員長の了承を得て、協会一般用 HP にて公開することを原則とする。
- (3) 審議の進捗状況を適宜、理事会に報告する。

## 4. 事務局

企画政策部とする。

## 5. その他

その他の運営に必要な事項は、委員長が決定する。